



報道関係者 各位

担当 令和5年10月30日
徳島労働局職業安定部職業対策課
課長 佐藤 正
課長補佐 武市 直子
地方障害者雇用担当官 堤 智恵
(電話) 088-611-5387

県内3社目！！

「船場化成(株)」を【もにす認定企業】に認定しました

徳島労働局（局長：竹中郁子）は、障害者雇用促進法に基づく障害者雇用優良中小事業主認定（もにす認定）企業として、県内3社目となる次の企業を認定しました。

●船場化成株式会社（徳島市国府町観音寺梨ノ木 666-1）

（業種：ポリエチレンフィルム製造、販売 従業員：233名、設立年：昭和34年
障害者雇用率：3.52%、過去3年間に雇い入れた障害者の雇入後1年経過時点の
定着率：100%）



「もにす認定企業」制度は、令和2年4月に創設され、厚生労働大臣が障害者の雇用の促進や安定に関する取り組みなどの優良な中小企業を認定する制度です。

☆もにす認定のメリット☆

- ①ハローワークなどで重点的PRを実施！
- ②認定企業限定の就職面接会などへの参加が可能！
- ③自社の商品、広告などに認定マークの使用が可能！
- ④日本政策金融公庫による融資制度！ ⑤公共調達における加点評価！

◎認定通知書交付式

日 時： 令和5年10月30日（金） 14:00～（局長定例記者会見終了後）

会 場： 徳島地方合同庁舎4階会議室（徳島市徳島町城内6番地6）

※取材については、事前申し込みは不要です。

障害者雇用優良中小事業主の認定基準項目

- ①以下の評価基準に基づき、20点（特例子会社は35点）以上得ること
(取り組み関係で5点以上、成果関係で6点以上、情報開示関係で2点以上を得ること)
- ②法定雇用率を達成していること
雇用義務がない場合でも、雇用率制度の対象となる障害者※を1名以上雇用していること
※就労継続支援A型事業所の利用者は除く
- ③過去に認定を取り消された場合、取り消しの日から起算して3年以上経過していること
- ④障害者雇用促進法と同法に基づく命令その他の関係法令に違反する重大な事実がないこと

※このほかにも条件がありますので、詳細は厚生労働省ホームページをご覧いただくか、都道府県労働局、ハローワークへお問い合わせください。

大項目	中項目	小項目	評価基準	評価点	大項目	中項目	小項目	評価基準	評価点				
取組(アウトプット)	体制づくり	①組織面	特に優良	2点	成果(アウトカム)	数的側面	⑪雇用状況	特に優良	6点				
			優良	1点				優良	4点				
		②人材面	特に優良	2点				良	2点				
			優良	1点			⑫定着状況	特に優良	6点				
	仕事づくり	③事業創出	特に優良	2点				優良	4点				
			優良	1点				良	2点				
		④職務選定・創出	特に優良	2点		質的側面	⑬満足度、ワーク・エンゲージメント	特に優良	6点				
			優良	1点				優良	4点				
		⑤障害者就労施設等への発注	特に優良	2点				良	2点				
			優良	1点			⑭キャリア形成	特に優良	6点				
	環境づくり	⑥職務環境	特に優良	2点				優良	4点				
			優良	1点				良	2点				
		⑦募集・採用	特に優良	2点				成果関係の合格最低点					
			優良	1点				(6点(満点24点))					
		⑧働き方	特に優良	2点	情報開示(ディスクロージャー)	取組(アウトプット)	⑮体制・仕事・環境づくり	特に優良	2点				
			優良	1点				優良	1点				
		⑨キャリア形成	特に優良	2点			⑯数的側面	特に優良	2点				
			優良	1点				優良	1点				
		⑩他の雇用管理	特に優良	2点			⑰質的側面	特に優良	2点				
			優良	1点				優良	1点				
取組関係の合格最低点				5点(満点20点)	情報開示関係の合格最低点				2点(満点6点)				
					合計の合格最低点				20点(満点50点)				

この認定制度を通じて、企業の社会的認知度を高めることができるとともに、地域で認定を受けた事業主が障害者雇用の身近なロールモデルとして認知され、地域全体の障害者雇用の取り組みが一層推進されることが期待できます。

また、障害者雇用の促進と雇用の安定を図ることで、組織における多様性が促進され、女性や高齢者、外国人など、誰もが活躍できる職場づくりにつながります。

詳しくは、都道府県労働局、ハローワークへお問い合わせください。



企業と障害者が、明るい未来や社会の実現に向けて

と も に す す む

という思いをこめて、愛称を「もにす」と名付けました。

2023年度



船場化成株式会社



2023年 10月 2日



会社概要

社名：船場化成株式会社

設立：昭和34年1月

資本金：5,000万円

所在地：徳島市国府町觀音寺梨ノ木666-1

売上高：53億3,200万円（令和5年6月現在）

事業内容：ポリエチレンフィルム製造・販売

関連会社：

三信包装株式会社

福岡ポリ株式会社

エス・ピー株式会社

ホームページ

<https://www.senbakasei.com/profile>

会社のPR情報

昭和34年に「船場ビニール株式会社」として設立し、昭和35年に現在の「船場化成株式会社」と商号を変更した。基幹工場が阿波市西長峰にあり、月産1,000トン以上の製造を行っているポリエチレン製造メーカーである。取り扱い製品はレジ袋・ゴミ袋・ファッショնバッグ・ダイレクトメールといった日常的に使用できるものや工業用の大型のフィルムや食品加工用のフィルム等、幅広く取り扱っている。また、独自の製品開発力で、環境配慮型の商品であるバイオマス原料を使用した製品や生産途中の端材を原料とした再利用製品、薄くて強度がある製品等、既製品だけではなく、オーダーメイドのポリエチレンの製品を製造できることが特徴であり、アイテム数は20,000点以上を誇る。海洋生分解性のフィルムの製造も行い、令和5年2月にはインフレーションメーカーとしては世界初の海洋分解性『OK Biodegradable MARINE』認証を取得した。

会社からのメッセージ

従業員数は233名の内10名（令和5年4月現在）が障がい者であり、企業理念の中の「第一の企業責任は『従業員』が満足し、従業員にとって『魅力のある企業』であること」を掲げており、全ての「従業員」が満足して長期的に働くことを目指している。

障がい者雇用への取組の成果（認定に当たっての評価ポイント）

数的側面

雇用状況	実雇用率	3.52%
定着状況	過去3年間に雇い入れた障がい者の雇入後1年経過時点の定着率	100%



船場化成株式会社

2023年 10月 2日



体制づくり

組織面

【従前】

- 各工程担当者 → 障がい者 A
- 各工程担当者 → 障がい者 B
- 各工程担当者 → 障がい者 C
- 各工程担当者 → 障がい者 D

【現在】

現場担当者

障がい者 A・B・C・D

工程① 工程② 工程③ 工程④

※上記のような指導・教育体制に組織を変更した。

仕事づくり

事業創出

当初、障がいのある従業員に任せる業務は限定的であった。例えば、段ボールの組立てや袋の枚数を数えるなどの、比較的単純で危険の少ない業務を任せていた。しかし、単純業務のため、一定レベルに達するとやりがいを見いだせず、職場定着できない状態の繰り返しであった。当時は障がいのある従業員にどの業務を担当させるかは配属現場に任せていたため、なぜ限定的な業務しか任せられないのかを各現場の工程担当者へ尋ねたところ、「どのような業務を任せられるかがわからない」、「障がいに応じた指導方法や接し方がわからない」などの意見が多く、また、各工程担当者は自らの仕事をしながら障がいのある従業員への指導・教育を行っていたため、十分に指導・教育ができていない状況であることが分かってきた。そこで、社内体制を改善するために、障がい者職業生活相談員資格取得者が「現場担当者」となり、担当業務を客観的に判断できるような体制を整えた。まず現場担当者は一人ひとりの障がい特性などを把握するとともに、ジョブコーチを通じて障がいに関する知識や適切な指導方法などについて学び、個々の特性に応じた担当業務の設定に注力した。

環境づくり

職務環境

- 各自へ指示を伝達するためのホワイトボードを設置
指示をわかりやすく伝達するため、ホワイトボードを設置。各自に振り分ける業務や指示を毎日記入し、各自がその内容を確認し、不明点は質問してもらい、間違いない作業手順で業務を行っている。
- カッターナイフを使った切断作業
ポリエチレンフィルムの端材をカッターナイフで切る作業。ケガをするリスクを軽減するために防刃手袋の着用を徹底した。
- ラベルの印刷や製造見本の管理
印刷用の版を管理するためのラベルの印刷や製造見本の管理作業であるが、現場担当者がラベルの印刷内容や製造見本に間違いがないか確認することで任せることができるようにになった。
- 細かな包装業務
細かな包装については、現場担当者が障がいのある従業員に手順を丁寧に指導・教育することで、完成度の高い包装作業が可能となつた。



船場化成株式会社

2023年 10月 2日



環境づくり

募集・実習採用について

・新規学卒者の職場見学および実習について

当社では新規学卒者の就職希望者には職場見学と実習を必須としている。実際に職場を見学し、作業を体験することは、就職希望者が当社を理解すると共に、採用後の適切な配置に役立てるためである。実習中も、就業体験と振り返りを実施するだけではなく、各回ごとに評価できる点や改善が必要な点などを本人にわかりやすい表現でA4用紙1枚にまとめてフィードバックを行い、次回の実習に活かしていった。実習を積極的に受け入れた結果、支援学校との連携が強まり、その後も職場環境への適応やコミュニケーションの方法、本人へどのような指示をすれば成長できるのかを担当教諭と協議を行なながら進められる環境が整った。

・中途採用について

就労移行支援施設からの入社も積極的に受け入れ、支援施設のジョブコーチによる支援も利用した。ジョブコーチのアドバイスも参考に、採用時の就業時間を短時間からスタートし、入社後、半年以内に各人の希望も踏まえ徐々に勤務時間を延長し、現在はフルタイムで就業している。

働き方キャリア形成について

・働き方について

当社で働いている障がい者は入社時は機械と関わらない業務を任せている（製袋補助業務）。時間帯も短時間勤務からスタートすることができ、補助業務で経験を積み一定程度のスキルが身についた所で、機械操作を覚えていくようになる。

その後、一定程度機械操作が可能となると、正社員として登用される。その際に正式に配属部署が決まり、1台の機械が割り当てられ機械オペレーターとしての作業に従事することになる。その後、機械操作の経験を積み、その機械の責任者としてキャリア形成をしていくようなる。

・キャリア形成について

直近で正社員となった1名は国府工場スリッター課に配属となっている。当初は短時間勤務から製袋補助業務に携わり、梱包用の段ボール組み立て、端材の切断作業、でき上がった製品の梱包作業に従事し、スキルを磨いていった。一番の障がい特性である、コミュニケーション面においては、時間をかけて本人が意思疎通できる関係性を築き、自ら質問ができる環境を整えていった。その結果、現在では、ガゼットと呼ばれる機械の責任者として業務に従事しており、納期や生産の進捗管理に携わっている。